

インフォメーション

認知症サポーターステップアップ講座のお知らせ

「認知症サポーター」をご存じですか。認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やそのご家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことです。認知症サポーター養成講座を受講された方は認知症サポーターとなります。御代田町では約3,300人の認知症サポーターがいます。

●認知症サポーター養成講座は受けたけれど・・・

「認知症の知識をもっと増やしたい」、「認知症の方への接し方を学びたい」、「身近な方の介護に活かしたい」、「自分とできることはないだろうか」と感じている方はいませんか。町では、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。認知症サポーターのみなさん、身につけた知識を活かして地域で活動してみませんか。

日時	会場	内容・講師
【1日目】 10月8日(水) 午後2時～4時30分	役場2階 大会議室	「認知症の基礎知識」 講師 精神科医師 斎藤勝仁氏 「認知症の人や家族への接し方」 講師 長野県若年性認知症支援コーディネーター 伝田景光氏
【2日目】 10月15日(水) 午後1時30分～4時	町内の グループホーム (詳細は1日目にお知らせします)	グループホーム訪問 「介護職の方の接し方を学ぼう」 「認知症の方の話を聞こう」 グループワーク 「訪問の感想を共有しよう」 「自分たちが地域でできることを考えよう」

日時・場所・内容 別表参照
対象 次のすべてを満たす方
①町内にお住まいの方
②認知症サポーター養成講座を受講された方
③2日間受講可能な方
定員 15名
(先着順、事前申し込み制)
申し込み・問い合わせ先
保健福祉課地域包括支援係
役場1階8番窓口
(31)2510

御代田町就職相談会を開催します

町では、ハローワーク小諸の主催により御代田町就職相談会を開催します。

町内の企業が集まり、担当者の方から求人の詳細な条件等を直接聞ける初の試みで、大変貴重な機会です。

町内での就職をお考えの方、転職や次の仕事に不安をお持ちの方におすすです。お気軽にご参加ください。なお、事前申し込みは必要ありません。

日時 9月5日(金)
午後2時～4時
(受付開始午後1時45分)

高齢者生活応援券

利用期限のお知らせ

令和7年度御代田町高齢者生活応援券の利用期限は、9月30日(火)です。期限の過ぎた応援券の利用はできませんので、お忘れのないようご利用ください。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係 (31)2512



場所

エコールみよた
あつもりホール
参加企業数 10社
※詳細については、ハローワーク小諸ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

ハローワーク小諸 求人係
(23)8609

9月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(3期分)
- 国民健康保険税(4期分)
- 後期高齢者医療保険料(3期分)
- 介護保険料(3期分)
- 保育料(9月分)
- 町営住宅使用料(9月分)
- 上水道使用料(9月期分)
大口8月使用分
- 下水道使用料(9月期分)
大口8月使用分
下水道負担金(2期分)

納期限
9/30 火曜日

県下一斉司法書士 無料相談所開設

10月1日は「法の日」です。長野県司法書士会佐久支部では、この法の日を中心に、地域の皆さまのご相談を無料でお受けします。予約は不要です。お気軽にお出かけください。秘密は厳守します。

日時 10月18日(土)
午後1時～4時

場所 エコールみよた
小会議室・中会議室

応談者

長野県司法書士会佐久支部
所属の司法書士

応談内容

- ・不動産登記、会社(法人)の登記に関する相談
- ・不動産の売買、贈与等に関する相談
- ・相続・遺言に関する相談
- ・空き家に関する相談
- ・成年後見制度に関する相談
- ・高齢者・障害者等の財産管理
- ・クレジット・消費者金融等
- ・訴状・答弁書等の作成に関する相談
- ・賃金・売掛金等の回収に関する相談
- ・中小企業の法務に関する相談

問い合わせ先

長野県司法書士会佐久支部
0267(7)7146

行政相談のお知らせ

行政相談は、行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。

総務省では、行政相談制度について、広く国民に理解され、利用していただけるよう、令和7年9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」と定め、行政相談を実施しています。

戸籍のフリガナ通知書を発送します

戸籍法改正により、本籍地から戸籍に記載される予定のフリガナの通知書が届きます。御代田町に本籍のある方には、8月下旬に通知書を発送しました(発送時期は市区町村によつて異なります)。通知書が届いたら、必ず氏名のフリガナを確認いただき、記載内容に誤りがある場合は、令和8年5月25日までに本籍地または住所地の担当窓口へ届出をしてください。通知書のフリガナが正しい場合はフリガナの届出は不要です。詳細は、町ホームページまたは法務省ホームページをご覧ください。



町ホームページ



法務省
ホームページ

問い合わせ先

町民課住民係

(32)3114



戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」